

令和 8 年度診療報酬改定に対する質問一覧

項 目	内 容 (令和 8 年 5 月 21 日現在)
初再診料について	健康診断等の受診後における初再診料等の算定方法の明確化について、健診のなかには公費にて無料で受けられる妊婦健診も含まれますか。 【回答】 含まれる
生活習慣病管理料（Ⅰ）について	血液検査 6 か月に 1 度とされていますが、血液検査は健診の結果を利用していますが、それは何らかの形で提出する必要がありますか。（電子カルテにはコピーを添付しています） 【回答】 提出の必要はない(電子カルテへ添付すること)
ベースアップ評価料について	ベースアップ評価料（Ⅰ）と（Ⅱ）の違いについて 【回答】 告示・通知等を確認願いたい(個別具体例をもって照会願います)
電子的診療情報連携体制整備加算について	電子的診療情報連携体制整備加算を算定するには、ホームページが必須ですか？ホームページが無いと算定できないのでしょうか。 【回答】 ホームページは必須ではない(通知を確認願いたい)

ベースアップ評価料について	現在、2月に申請し、3月から算定し、従業員に支給している。5月に再度届出をし、6月から新点数で算定をする予定ですが、支給額の算定について確認です。 「初診時 23 点×10×算定回数 + 再診時 6 点×10×算定回数」 上記金額を 1.165 で割り、対象職員全体の人数で割り一人分の金額を出す。 従業員には7月支給の給与から毎月計算をして支給する。 以上の認識でお間違いないでしょうか。 【回答】 貴見のとおり
ベースアップ評価料について	ベースアップ評価料を算定し、職員に対し給与をベースアップする予定ですが、一部または全部を留保し、賞与として6月、12月に支払うことは可能でしょうか。 【回答】 不可(毎月の給与に反映させること)

※上記については、各医療機関によって内容や捉え方が異なります。

あくまで参考程度となりますので、自院につきましては、都度ご連絡をください。